

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」これまでの議論の概要

目次

I	社会の変化と図書館の現状	1
(1)	社会の変化	1
(1-1)	最近の社会の変化	1
(1-2)	「知的立国」の考え方	1
(1-3)	インターネットの普及と情報の入手	1
(1-4)	子どもの健全な発達と学習	2
(1-5)	著作権	2
(2)	地域社会・地方公共団体と図書館	3
(3)	図書館の現状	3
(4)	これまでの図書館の評価	4
II	これからの図書館の在り方	4
1	これからの図書館像	4
(1)	図書館の基本的在り方	4
(2)	図書館政策の在り方	5
(3)	課題解決支援・情報提供機能の充実	6
(4)	電子情報の利用によるハイブリッド図書館の整備	6
(5)	市町村合併への対応	7
(6)	海外の先進的図書館の事例	8
2	これからの図書館サービスの在り方	8
(1)	レファレンスサービス	8
(1-1)	レファレンスサービスの意義	8
(1-2)	これまでのレファレンスサービスの問題点	8
(1-3)	レファレンスサービスの改善	9
(1-4)	利用者別・課題解決のためのレファレンスサービス	10
(2)	専門的情報の提供	10
(3)	閲覧・貸出・リクエストサービス	11
(4)	児童・青少年サービス	11
(5)	障害者・高齢者・多文化サービス	12
(6)	図書館資料の整備と提供	12
(6-1)	資料の収集と資料費の確保	12
(6-2)	雑誌の意義	13
(6-3)	地域資料の意義	13
(6-4)	パンフレット・チラシの意義	13
(7)	資料に関する情報の組織化	14

Ⅲ	これからの図書館サービス実現のために必要な取組	14
1	図書館経営	14
(1)	図書館経営の基本	14
(1-1)	基本的な考え方	14
(1-2)	図書館予算の確保	15
(2)	図書館職員の職務内容と組織改革	15
(2-1)	職務分担と組織改革	15
(2-2)	司書の職務内容と採用	15
(3)	図書館長の役割	16
(4)	図書館と他の機関との連携・協力	16
(4-1)	連携・協力の在り方	16
(4-2)	学校図書館，大学図書館，他の社会教育施設との連携	16
(4-3)	行政部局，各種団体・組織との連携	16
(5)	著作権	17
(6)	図書館活動の評価	17
(7)	広報・PR	17
2	管理運営の形態	18
3	図書館職員の資質向上と教育・研修	18
(1)	図書館職員の意識改革	18
(2)	図書館職員養成の改革	19
(3)	図書館職員の再教育	19
(4)	専門主題情報担当者の教育	19
4	住民による図書館支援	20
(1)	ボランティア	20
(2)	図書館友の会	20
(3)	図書館支援の活動	20
5	都道府県・国の行政の役割	20
(1)	都道府県の役割	20
(2)	国の役割	21
	<今後検討すべき事項>	22

I 社会の変化と図書館の現状

(1) 社会の変化

(1-1) 最近の社会の変化

ア 現在の社会では、様々な制度の変化が激しく、技術の革新も急速であるため、常に新しい知識が生まれている。このため、社会人の持つ知識が急速に古くなり、必要な知識の範囲が広がるため、絶えず情報収集と学習が必要になっている。

イ 財政難、少子高齢化、国際化、地方分権など、社会と個人は様々な解決すべき課題に直面しており、課題解決のために知識と情報を必要としている。地方公共団体には地域の状況に応じた政策立案、民間では経済活動の活性化が求められている。

ウ 今後の社会では自己判断・自己責任の傾向が強まると考えられる。適切な判断を行うには、判断の参考になる情報の収集が必要である。

エ 大都市圏以外の地域では、大学や研究機関等の機関、研究者や学識経験者等の人的資源、書店やマスコミ等の情報資源などの知的資源が乏しく、情報の格差があり、個人が自己判断する際の情報収集活動や、地方分権下での地域の発展に支障をきたしている。

オ 地方公共団体については、地方分権の推進に伴い、市町村合併、三位一体の改革（地方交付税の改革、国庫補助金・負担金の見直し、国から地方への税源移譲）が進められている。国などの関与の減少や自主財源の確立などにより、独自の政策立案・遂行能力が求められるが、現実には、長期化する財政難により、従来の施策が廃止・縮小されることも多い。

カ 現在のような財政的に厳しい時期には、地方公共団体には新しい施設の建設は困難であるから、既存の施設を今まで以上に活用した事業を展開して、住民の満足を得るべきである。

キ 放送大学、大学の通信教育学部、遠隔教育による大学院教育など、高等教育を学校から離れた場所で受ける人々が増加している。

(1-2) 「知的立国」の考え方

ア 最近、「知の地域づくり」「知的立国」という考え方が主張されている。これは、日本には資源が少ないため、(1) 社会は日本の資源である人材を育て、人材の一人一人が才能を伸ばす、(2) 科学技術、文化芸術などが大事にされ、それを担う人材が尊敬される、(3) 才能を伸ばした人々が地域社会や地域の人々に貢献し、国を引っ張る、このような「知」を大切にし、「知」にもとづいた地域づくりや国づくりをめざそうという考え方である。これは、現在の日本の社会状況や国際的な立場から見て、非常に重要な考え方ではないかと思われる。このような観点から、子どもの生きる力を養う教育が重視され、合わせて、知の源泉である読書を支える重要な知的インフラ（社会基盤）として、図書館が重視されている。

(1-3) インターネットの普及と情報の入手

ア インターネットの普及によって、インターネットで公開される情報が増加している。インターネット利用環境やインターネット上の情報源の探索方法の知識の有無によっ

て、情報の入手の範囲や探索の効率が大きく異なってきている。

イ インターネットで公開される情報が増えているが、インターネット利用環境を持たない人も少なくなく、必要なウェブサイト¹⁾を探し出せない人も多い。インターネット利用環境を持たない人のために、公共機関がインターネット利用環境を提供することが必要である。また、多様化し増大する情報環境に対応して、自主的に情報を探索・活用するための情報リテラシー²⁾教育を行うことが必要である。

ウ インターネットで多くの情報が公開されているが、法令・行政施策や団体に関する情報以外では、本や雑誌記事の内容はほとんど公開されておらず、知識や情報の伝達における本や雑誌記事の役割は低下していない。

(1-4) 子どもの健全な発達と学習

ア 子どもや青少年の心の環境は望ましい状態にあるとは言えない。子どもや青少年が豊かな心を持ち、精神が健全に発達するように、幼児期からの読書習慣の育成と読書環境の整備が求められている。

イ 乳幼児の言語は、耳で言葉を聞き、言葉を使うことを通じて発達する。正しく美しい日本語による絵本の読み聞かせを行い、言葉のやりとりをすることは、乳幼児が多くの語彙や豊かな言語感覚を身につけることにつながる。

ウ 子どもの精神的発達には様々な感情を味わうことが必要である。様々な物語を聞いたり読んだりすることによって、幅広い仮想体験ができる。登場人物への感情移入は他者理解につながり、不安、恐怖、怒りなどの感情を安全に味わうことができる。

エ 読書は、子どもたちの想像力や心の豊かさを育むとともに、論理的思考力を発達させる面で大きな役割を果たす。

オ 児童生徒の学力の基礎は読み書き能力である。ある研究では、読み書き能力を育成する最も効果的な方法はできるだけ楽しく読書することとされている。

カ OECD(経済協力開発機構)による2003年の国際的な学習到達度調査の結果では、日本の子どもの読解力は前回よりも低下して、OECDの平均レベルになっている。前回の2000年の調査では「趣味で読書することはない」と答えた子どもの比率は53%で、参加国中で最も高い。

(1-5) 著作権

ア 国民の知的活動を盛んにするためには、著作権者の権利を尊重しつつ、著作物の円滑な流通と利用が促進されるよう配慮する必要がある。

1) ウェブサイト：複数のウェブページが企業、組織、個人など、より大きな単位でまとめられているもの。

2) 情報リテラシー：さまざまな種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力。

(2) 地域社会・地方公共団体と図書館

- ア 住民や自治体職員には、図書館は「本を借りるところ」、図書館職員は「本の貸出手続きをする人」、図書館では「本は自分で探すもの」と考えている人が少なくなく、それ以外のサービスはあまり知られていない。そのため、住民、利用者、自治体職員からレファレンスサービス³⁾などの専門的サービスを求める要求が出されることが少ない。
- イ 自治体職員には、図書館の蔵書を、小説や実用書が中心で専門書は少ないと考える人もあり、図書館の持つ力や効用はあまり理解されていない。
- ウ 図書館は、地方公共団体の行政に役立つサービスを行うことによって、地方公共団体の行政戦略の中に位置づけを得ることができる。
- エ 図書館が地域の役に立つには、レファレンスサービスなどの専門的なサービスが必要であるが、専門的なサービスを行うには、自治体関係者の図書館に対する古いイメージを打破する必要がある。
- オ 図書館の社会的意義、社会への貢献について自治体関係者に広く理解を得ることが重要であるが、関係者の努力が不十分だったのではないか。
- カ 図書館サービスの内容は、まだ住民や自治体職員・地方議員に理解されていないため、積極的かつ具体的な広報が必要である。
- キ 図書館に関するPRを有効に行うには、住民や自治体職員が図書館に対してどのようなイメージを持っているのかを調査する必要がある。

(3) 図書館の現状

- ア 平成16年4月1日現在で、地方公共団体の図書館設置率は、都道府県は100%、市区は98%（未設置市は14）、町村は42%である。町村立図書館の設置率は、約10年前の平成6年4月1日現在では30%で、10年間に10%増加している。平成6年4月～16年4月の10年間に618館、1年平均62館の図書館が新設されている。最近数年は新設図書館数が増加しており、不況と財政困難のなかでも図書館は増加している。他方、市区町村立図書館の資料費決算額と専任の司書・司書補の人数は、平成7年度は、2266館で330億円、6584人、平成14年度は2736館で326億円、6039人であり、館数が増加しているにもかかわらず、資料費も司書・司書補の人数も減少している。また、平成15年4月1日現在で、約4分の1の図書館には司書が一人もいない。また、施設は、500平方メートル未満が28.6%、1000平方メートル未満が53.6%である。
- イ 図書館は、都市部に偏在しているが、人口当たりでは、大都市の方が館数は少ない。各図書館の資料費も近年減少が続き、大多数の図書館では平均額を大きく下回っている。
- ウ 司書の採用が減少し、図書館職員に占める司書の比率が低下している。

3) レファレンスサービス：何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること及びそれにかかわる業務。

- エ レファレンスサービス用の独立カウンターがある図書館とレファレンスサービスのための窓口がある図書館を合わせて、約4分の1にとどまる。
- オ インターネットによる所蔵資料の検索、予約サービスを始めた図書館では、資料の取り置き、利用者への連絡、資料の搬送等の作業量と経費が増加している。
- カ 予算や職員の削減により、図書館は体力を失いつつあり、新たなニーズへの対応が困難となってきている。

(4) これまでの図書館の評価

- ア 1960年代後半に始まった貸出中心の図書館サービスは、図書館施設の数と規模、資料の蓄積と職員の増加、図書館利用の飛躍的増大をもたらしたが、調査研究の援助、レファレンスサービス、時事情報の提供、専門的資料の提供、有職者へのサービス等は十分でなく、その充実は今後の課題となっている。特にレファレンスサービスは、計画段階では必ず取り上げられるにもかかわらず、実際には不十分であることが多い。
- イ 調査研究への援助、レファレンスサービス、時事情報の提供が不十分だったのであれば、図書館法の趣旨が十分実現されてきたとはいえない。
- ウ 行政部局に対するサービスを行っている図書館では、司書による資料収集とレファレンスサービスが、情報の案内人やカウンセラーの役割を果たしており、情報の地図を示すことによって問題解決を促進していると高く評価されている。
- エ 現在、調査研究・課題解決支援のためのサービスが求められているが、1960年代後半以降蓄積・拡大してきた施設、資料、職員などの資源を基盤とすることによって、これらのサービスの提供が可能になっている。
- オ 文化施設に関して近年文化芸術振興基本法が制定されたことと比べて、図書館には昔から図書館法があり恵まれている。これまで図書館の目的や役割を実現するためにどのような努力が行われてきたのかを考える必要がある。

II これからの図書館の在り方

1 これからの図書館像

(1) 図書館の基本的在り方

- ア 図書・雑誌・新聞等の出版物は、現代社会における知識と文化の有力な流通手段であり、将来、人類の文化遺産となる。これらの様々な出版物を収集・保存し、様々なサービスを通じてすべての人々に提供する図書館の基本的役割は今後も変わらない。これに加えて、インターネット等の電子情報へのアクセスを提供するとともに、電子情報を発信あるいは保存することもこれからの図書館の役割である。
- イ 図書館がその役割を十分発揮するには、他のメディア提供手段（書店、マスコミ、インターネット）、社会教育施設に対して持つ特性を明らかにし、それを生かすサービス方法を考えることが必要である。
- ウ 図書館は、他のメディア提供手段（書店、マスコミ、インターネット）と比べて、出版物に発表された正確で体系的な知識・情報を蓄積・保存して提供するとともに、マスコミやインターネットが提供する情報を案内・提供することができる。この点で、

あらゆる情報を一個所で提供しうる「ワンストップサービス」機関であり、職員がそれを案内するサービスを行う点に特徴がある。

- エ 図書館はすべての主題の資料を収集しているため、調査研究や課題解決に際して、どのような課題にも対応でき、どのような分野の人々にも役立つ、また、関連する主題も含めて広い範囲でとらえ、多面的な観点から情報を提供することができる。
- オ 図書館は、図書館ネットワークを通じて、資料や情報をやり取りし、多様な資料やサービスを提供・保存することができる。(1) 国立国会図書館—都道府県立図書館—市町村立図書館からなる階層的ネットワーク、(2) 近隣の複数の市町村立図書館からなる広域ネットワーク、(3) 学校図書館、大学図書館、専門図書館との館種を越えた協力・連携など、多面的なネットワークを構成している。全国的なネットワークを確立するとともに、将来は、アジア地域や世界的なネットワークなど、国際的なネットワークに発展することが期待される。ネットワークを発展させるには、前提として各図書館の充実が必要である。
- カ 図書館法第2条では、図書館の目的として、教養、調査研究、レクリエーションの三つが挙げられ、すべての図書館で住民の調査研究を支援することが求められている。第3条では、すべての図書館がレファレンスサービスを行うことが求められており、そのためには優秀な司書が必要であると考えられる。第3条第7号では、図書館が時事に関する情報や参考資料を作成して利用者に紹介することを定めている。社会が多くの課題を抱えている現在、この点をもっと重視し、取り組むべきである。
- キ 図書館が長期にわたって利用されるには、空間（施設）・人（職員）・資料の3要素の充実のほか、レファレンスサービス、リクエストへの対応など、図書館サービスの基本を忠実に実行することが必要である。
- ク 全国どこでも図書館サービスを受けることができるようにするには、図書館の設置を促進する必要がある。中学校区などの生活圏に図書館を整備することが必要である。人口当りだけでなく、可住地面積当りでの図書館の整備をめざすことも必要である。
- ケ 図書館は、海外の図書館のように、教育プログラムやアウトリーチ活動⁴⁾などを積極的に行い、魅力的な図書館づくりを行うべきである。

(2) 図書館政策の在り方

- ア これからの図書館を発展させる方法として、次のような取組が考えられる。(1) 地域社会の現状を把握し、生活や仕事の上で様々な課題があることを認識する、(2) 図書館が地域の人々の生活や仕事にどのように役立つのか、特に地域の課題解決やそのための調査研究にどう役立つのかを明らかにする、(3) 図書館が地域の課題解決や調査研究を支援できるようにサービスや運営を改革する、(4) こうした図書館の在り方を提起し、行政関係者を含む地域の人々にPRする、(5) このような取組の実績を背景として、図書館に対する理解を深めるように努め、予算や人員の充実を求める。(6)

4) アウトリーチ活動：図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げていく活動。

このような考え方を明確にし、サービスを実践するとともに、社会に対するPRを行う。

- イ 行政の基本的な政策目標に図書館政策に関する記述を盛り込むことが必要である。それには、時々の行政課題に図書館がどう役に立つのかを検討し、教育委員会だけでなく、企画担当等首長部局に対して、図書館側から積極的に提案することが必要である。
- ウ 図書館を管理する教育委員会は、教育政策、生涯学習政策の中で図書館運営の方向を示す責任がある。
- エ 図書館は社会教育機関であるから、社会教育行政の一環として、公民館・博物館・青少年教育施設等と一緒に、その役割、経営、職員、地域的配置、連携協力等について、総合的に考えることが必要である。
- オ まちづくりや地域の振興、活性化を図るには、図書館が核としての役割を果たすことが重要である。
- カ 都市計画の一環に図書館を位置づけ、施設配置の地域間格差の解消を適正に行う必要がある。

(3) 課題解決支援・情報提供機能の充実

- ア 図書館法第3条第7号は、時事に関する情報の提供を重視しているが、これは法律制定の当時、現代的課題に関する情報提供を重視したものと考えられる。この点は現在はさらに重要になっている。
- イ 図書館、博物館や公民館などの社会教育施設には、住民のニーズに応える要求課題への対応だけでなく、現代的課題や必要課題のための学習機会の提供が求められている。
- ウ 市民の自立と適正な判断を支援するために、図書館は必要な正しい情報を適当なタイミングで十分に提供する必要がある。現状では、市民に対する社会の情報提供は不十分であり、図書館が人員・予算を充実して精度の高い情報提供サービスを行い、必要な情報を十分提供することが必要である。
- エ 今後の図書館は、文化教養機能に加え、課題解決支援機能を充実する必要がある。課題解決とは、例えば、利用者である住民が、法律上の問題を解決するために法律を勉強したり、新聞記事を検索して事故発生の原因を分析したりする際に、図書館が情報提供によって支援することである。そのためにはサービスや組織の在り方を見直すことが必要である。
- オ 地方公共団体を、知識や情報を収集・分析・利用して業務を行う活動組織ととらえ、地域課題の解決に取り組む自治体職員を図書館が支援することを通して間接的に市民サービスの向上を図る視点が必要である。

(4) 電子情報の利用によるハイブリッド図書館の整備

- ア インターネット上で、本・雑誌記事の書誌情報や図書館の蔵書目録・総合目録、新刊書や古書の書誌情報、雑誌記事のコピーの取り寄せサービス等に関する情報が公開され、これらの探索が容易にできるようになった。また、インターネット上で図書館

- の所蔵する資料に関する情報や作成した情報の公開・発信が行えるようになった。
- イ 印刷資料と電子情報を組み合わせることによってより大きな価値が生まれる。そのためには、印刷資料と電子資料の両方を統合して利用できる図書館（ハイブリッド図書館）が重要であり、それに対応できる司書の配置が必要である。
- ウ 図書館業務と情報の電子化によって、図書館の運営やサービスが効率的になり、それを基盤として専門的なサービスが可能になっている。
- エ 図書館では、高齢者をはじめとするインターネット接続環境にない住民が気軽に利用できるように、インターネット環境を整備し、住民が情報リテラシーを学ぶことができるように案内や講座等を行うべきである。
- オ 図書館のウェブサイト充実するには、独自のコンテンツづくりが重要である。図書館の利用案内やお知らせ、文献探索・調査案内（パスファインダー⁵⁾）、OPAC⁶⁾、リンク⁷⁾集、レファレンス回答データベース、主要文献・機関リストなどを掲載することによって、情報源を案内する「地域のポータルサイト⁸⁾」を目指すべきである。
- カ ウェブサイトによる情報発信によって、利用者が図書館とレファレンスサービスの存在を知る機会が増え、レファレンス情報の入手と利用が容易になる。図書館も他の図書館の情報を参考にすることができ、運営やサービスの効率が向上する。
- キ 図書館は、電子メールによってレファレンスを受け付けたり、メールマガジン⁹⁾を発行するなど、積極的に情報を提供する姿勢が必要である。関心の高い学習課題に関する情報をSDI¹⁰⁾（新着情報配信）サービスによって提供することも考えられる。
- ク 一般市民はデータベースの活用に慣れていないため、市民がデータベースを活用できるように、図書館がデータベースの普及を積極的に図るべきである。

（５）市町村合併への対応

- ア 市町村合併によって、自治体の規模が増大するとともに、自治体の情報に対するニーズも増加する。図書館の規模も増大するため、これを図書館を改革・充実する好機と捉えて、周辺地域を含む全域サービスの実現とサービスの質的向上をめざすべきである。

5) パスファインダー：特定の主題について資料・情報の探し方と図書館が提供できる主な資料・情報を示したリスト。

6) OPAC：利用者が図書館の所蔵資料を検索するために用いるコンピュータ化された目録。オンラインによる対話形式で検索を行う。

7) リンク：インターネットのホームページなどで、他のサイトに接続させること。

8) ポータルサイト：インターネット上のさまざまな情報やサービスにアクセスするための入口として機能するウェブサイト。

9) メールマガジン：電子メールを用い、登録購読者に定期、不定期のいずれであれ、継続的に情報を配信する情報メディア。

10) SDI：利用者の要求に応じて、特定主題に関する最新の情報を検索して定期的に提供する情報サービス。

- イ 市町村合併によって町村の数が減少するため、町村の図書館設置率は上昇することが予想されるが、合併された旧町村部で全域サービスが行われているかどうか注目する必要がある。
- ウ これまで図書館未設置であった町村については、合併後の状況を把握することが必要である。その際、例えば生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）」（平成12年12月）の「参考資料」に示されている指標（図書館の床面積、蔵書冊数、職員数等）などにより把握することが望ましい。
- エ 人口規模別に図書館の床面積や蔵書数、職員数などの数値目標を参考資料として作成すれば、市町村合併を行う場合に非常に参考となる。
- オ 合併していない小規模市町村では、特に学習や情報入手の必要性が高くなるため、図書館を充実し活用すべきである。

（6）海外の先進的図書館の事例

- ア アメリカの図書館には、図書館が費用を負担して、住民に商用データベースを無料で提供している例がある。利用者は自宅や職場のコンピュータから図書館へアクセスして商用データベースを無料で利用することができる。
- イ アメリカやイギリスでは国や地方公共団体からの補助で高度な図書館サービスを実現しており、韓国でも図書館振興法が制定され数千タイトルもの電子ブックの配信サービスが行われている。また、中国の南京市（人口約560万人）では、昨年秋、7万平方メートルの図書館を整備している。

2 これからの図書館サービスの在り方

（1）レファレンスサービス

（1-1）レファレンスサービスの意義

- ア レファレンスサービスが行われていないと、実際に資料が所蔵されていても、利用者が探し出せず、あるいは短時間で回答を得られないため、効率的な利用ができず、資料が活用されない。
- イ 利用者は、司書と相談することによって、問題解決の鍵を得るとともに、必要な情報や資料が提供され、課題を解決できる。
- ウ 評価の高い図書館ほど、レファレンスデスクと担当職員の配置を進めるなど、レファレンスサービスに力を入れている。

（1-2）これまでのレファレンスサービスの問題点

- ア これまでの図書館は資料提供を重視してきたが、レファレンスサービスが不十分であったため、資料の提供が十分行われなかったのではないか。
- イ レファレンスデスクが奥まった場所や2階の参考図書室にあったため、レファレンスサービスの存在を知る利用者が少なく、利用が少なかった。
- ウ レファレンスサービスが不十分な理由として、利用者には知られていないことのほか、図書館サービスの成果が貸出冊数で評価されてきたこと、参考図書や雑誌が少なく図

書中心の蔵書構成であること、貸出業務とレファレンス業務を分けることに対する職員の心理的抵抗があったことが挙げられる。

エ 利用者の求める情報を的確に提供するには、レファレンスサービスを通じた雑誌記事の検索と提供が必要である。特に調査研究には雑誌記事の提供が必要である。

オ 雑誌記事の探索と提供にはレファレンスサービスが不可欠である。図書館資料が図書館中心だったため、レファレンスサービスが不十分になり、レファレンスサービスが不十分だったため、図書の提供が中心になるという悪循環があったのではないか。

カ レファレンスサービスが不十分な図書館では、貸出に多くの人手が必要になるため、レファレンスサービスに充てる人手がいないという意見が多く、この点を解決する必要がある。

(1-3) レファレンスサービスの改善

ア レファレンスサービスを行うには、貸出サービスのみを優先することなく、貸出とレファレンスにバランスよく人手を配分するべきである。レファレンスサービスを不可欠のサービスとして位置づけ、レファレンスデスクを設置して、確実に職員を確保しなければならない。

イ 貸出部門でも「本の案内」等のレファレンスデスクを設けて、レファレンスサービスを行うと、多くの利用者がレファレンスサービスを知り、気軽に質問できるため、好評である。

ウ 貸出カウンターにいる職員は、そこに寄せられる要求のみを利用者の要望と受け止める傾向がある。レファレンスデスクを設けて、レファレンス質問を受けることにより、職員は専門的資料や調査研究に対するニーズがあることを実感できる。

エ レファレンスデスクの設置によって、レファレンスサービスの担当者が確保でき、職員のレファレンス能力が向上する。それによって、利用者の質問が増え、内容も高度になる。職員はその要望に応えるため、さらに技術を磨くようになる。このような良い循環が働く。

オ レファレンスサービスでは、最終的な回答を提供することは困難なことも多いため、様々な資料や情報を提示することが重要である。主題に関する専門知識がなくても、探索能力が高ければ、質問への回答は可能である。

カ 「レファレンスサービス」という言葉はわかりにくいいため、レファレンスデスクのサインや利用案内では、「調べもの相談」、「探し方・調べもの案内」などのわかりやすい表現を用いてはどうか。

キ 図書館に来館しにくい人や勤務時間後に図書館の利用を望む人のために、電話、ファックス、電子メールでレファレンス質問を受け付けることが必要である。

ク レファレンスサービスの現状を評価するためには、現状を相互に比較しうる統計と、サービスの質を評価する取組が必要である。

ケ 地域資料に関する目録や索引の作成等もレファレンスサービスの一環で、これによって、地域資料の多面的な検索が可能となり、収集資料の価値が高まる。

コ 小・中・高等学校及び大学の授業で情報リテラシー教育や図書館利用教育を行うべきである。

(1-4) 利用者別・課題解決のためのレファレンスサービス

- ア 地域の課題解決には図書館のレファレンスサービスと情報発信が必要である。図書館は受け身でなく、レファレンスサービスの認知度を高め、レファレンス回答データベースの構築などの情報提供を積極的に行うべきである。
- イ レファレンスサービスの体制が整えば、外部の組織・団体へ図書館サービスについてPR・アピールし、情報提供サービスを展開することができる。
- ウ レファレンスサービスの存在を市民一人一人にPRするのは難しいため、学校、行政部局、市民団体、商工会議所等の組織に働きかけ、開館時間中に来館困難な人にも広報することが必要である。
- エ レファレンスサービスをPRするだけでは、それがどう実生活に役立つかが分かりにくいいため、サービス対象の集団ごとに、レファレンスサービスの利用方法や利用例を具体的に提示して、利用を促進する必要がある。行政支援、学校支援、ビジネス支援等の表現はその例と考えられる。

(2) 専門的情報の提供

- ア 図書館が提供すべき専門的な情報として、最近、行政、ビジネス、医療、法律等の情報が挙げられることが多いが、図書館は、これらの主題に限らず、広範な主題の専門的情報を提供することができ、これまでも専門的情報を提供してきたことに注意するべきである。
- イ レファレンスサービスの利用案内で、医療相談や法律相談、学校の宿題には応じないとしている図書館があるが、資料の探し方や専門機関の案内は行っていることが多いので、そのことを明示すべきである。基本的に、図書館ではどんな分野の相談であれ、何らかの対応を行うべきである。
- ウ 専門的情報を提供するには、図書資料の提供やレファレンスサービス以外に、関係機関との連携によって、その主題に関するセミナー等を開催し、合わせて、その主題に関する各種の情報や図書館資料を展示したり、そのリストを作成・配布して、紹介・提供すると、効果的である。
- エ 行政の各部局や議員に対する支援サービスとして、(1) 地方公共団体や地方自治に関する新聞記事の切り抜き、関係雑誌の目次をまとめた冊子、地方自治に関する図書リストを提供する、(2) 各部局や議員からのレファレンス質問に迅速に回答し、必要な資料を期間内に提供する、(3) 各部局と連携して、要求のある資料リストを作成し、図書館資料の展示会を開催する、などのサービスが行われ、関係者から高く評価されている。
- オ 商工会議所の図書館や中小企業の資料室が閉鎖・縮小される傾向にあり、中小企業や個人事業者がビジネス情報を入手しにくくなっているため、図書館にビジネス情報の提供が求められている。
- カ 新しいビジネスに取り組むには、数年前から現在までのビジネス・サイン（新しいビジネスの兆候）を調べる必要があるため、そうした支援が図書館に期待されている。

キ ビジネス支援には、レファレンスサービスが重要であるが、その経験のある図書館職員が少ないために、新たなサービスに取り組むことをためらっている。新たなサービスを提供するためにも、レファレンスサービスへの一層の取組が必要である。

ク 現在、各省庁によって、今後の社会では、市民に対する医療、法律、ビジネス、行政などの専門的な情報の提供が必要であることが指摘され、研究が行われている。市民への体系的な情報の提供には図書館を活用することが効果的である。図書館ではこれらの情報の提供に努めるとともに、図書館を活用した専門的な情報の提供方法について検討する必要がある。

(3) 閲覧・貸出・リクエストサービス

ア 閲覧・貸出・リクエストサービスは最も基礎的な図書館サービスである。今後、コピーサービスや電子情報の利用の増加が予想されるが、このサービスは今後も基礎的なサービスであることが予想される。今後は、本の案内やレファレンスサービスによって、利用者が求める資料を確実に探索・提供することを重視するべきである。

イ 貸出・リクエストサービスは、一般には定着していると考えられているが、すべての図書館で定着しているわけではない。貸出・リクエストの冊数が少ない図書館では、基礎的なサービスとして、貸出・リクエストサービスを充実させる取組が必要である。

(4) 児童・青少年サービス

ア 子どもの読書離れを防ぎ、子どもの読書を盛んにするために児童サービスを充実すべきである。

イ 子どもの読書活動推進計画を策定していない市町村では、早急に策定することが望まれる。

ウ 読み聞かせは、読み手と聞き手が同時に読書を楽しむ共有体験である。親や保育者など愛着関係にある人から、子どもは本とのつきあい方を学ぶ。愛着は人格の発達や言語をはじめとする学習の基盤として重要である。

エ 読み聞かせは、子どもの文字を読む負担を軽減するため、子どもは物語に集中することができる。そのため、読み聞かせは子どもが文字を読めるようになった学齢期でも必要である。また、年齢層や素材をより広くとらえて、中・高校生に対しても行われている。

オ 読書離れの進む中・高校生に対して、図書館で本の選び方に関する助言が行われることが望ましい。また、文庫や新書を素材にした読書会や朗読会、読者の書評の公開によって、同じ本をめぐる意見交換の場などを提供できる。

カ 図書館を利用して課題解決学習や調べ学習を行うことによって、児童は、情報収集の方法を学び、情報を結びつけ知識を体系化する過程をたどることができる。この過程で自分なりの発見に至る喜びを体験することは、さらに学習を発展させる動機づけとなる。

キ 青少年の精神的発達や社会への適応に関して様々な問題が生じている。青少年に対しては、これまでヤングアダルトサービスが行われてきた。このサービスを普及させるとともに、このような問題をかかえた青少年に対する図書館サービスの在り方につ

いて研究を進める必要がある。

ク 児童生徒の読解力を育成するため、幅広い読書や課題解決学習を保障する継続的な学校図書館支援が必要である。

ケ 小・中・高等学校の授業で情報リテラシー教育や図書館利用教育を行うべきである。

(5) 障害者・高齢者・多文化サービス

ア これらのサービスは、他のサービス以上に、実施状況の格差が大きいと思われる。

基本的なサービスはどの図書館でも行われるように、具体的なサービスの指針を作り、サービスの実施状況を調査し公表するとともに、先進的事例の紹介を行う必要がある。

イ サービスをよく実施している図書館では、特定の職員が熱心に取り組んでいる場合が多いが、しばしば、職員全体の理解が不十分な場合があるので、職員全体が理解できるように配慮する必要がある。

ウ 視覚障害者だけでなく、さまざまな障害に対応したサービスが必要である。情報技術の進展によって、メディアの製作・再生方法が多様化しているため、情報技術の活用を進めるべきである。

エ 情報技術の活用によって、障害者が自分で情報を活用できる範囲が広がり、自立の促進にもつながることから、そのような観点からも取組を進めるべきである。

オ 定年退職した社会人が社会参加・社会貢献するために、余暇を生かして学習を続け、知的生産を行う場として図書館は最適である。高齢者が利用しやすいように、図書館の施設、設備、サービスに配慮する必要がある。

カ 今後、高齢者や在日外国人の増加が予想されるため、高齢者サービス、多文化サービスへの取組を強化する必要がある。

(6) 図書館資料の整備と提供

(6-1) 資料の収集と資料費の確保

ア 図書館は、出版物に関する情報の提供や資料の貸出・閲覧によって、読者を開拓し、出版物の利用や流通を広め、促進する役割を果たしている。図書館資料は、有職者や成人を含む様々な人々に調査研究や課題解決を含む様々な目的で利用されている。これらの実情をとらえ、PRすべきである。

イ 現状では、資料費の不足のため、専門書や専門雑誌を十分購入することができず、収集される資料の範囲が限定されている。

ウ 図書館における複本購入冊数はそれほど多いものではなく、また、図書の販売よりも遅れて利用されるため、図書の売り上げへの影響はそれほど大きなものではないと考えられる。他方、評価は高いが販売部数の少ない図書については、多くの図書館で購入されることで出版を支えている側面がある。

エ 図書館がその機能を果たすには、印刷資料やデータベースの購入のための資料費の確保が必要である。

オ 地方公共団体の合併が進むなかで全域サービスや均等なサービスを行うには人口1人当たりで一定の資料費の確保が必要である。

- カ 資料費を確保するには、情報拠点としての図書館の機能や意義のアピールが必要である。
- キ 選書方針は、利用者や教育・出版関係者などの関心の対象であるので、説明責任を果たすために選書方針を作成して公開する必要がある。
- ク 幅広い資料を収集するために、図書館間で分担収集・保存のための協力を進めるべきである。
- ケ 行政部局で購入している雑誌のバックナンバーや専門書を図書館で管理、再利用することも有用である。

(6-2) 雑誌の意義

- ア これまで図書館資料は図書中心だったが、出版販売額の半分以上は雑誌であるから、今後はもっと雑誌を重視する必要がある。特に調査研究には雑誌記事が重要である。バックナンバーの保存と提供は図書館独自の役割であり、書店には困難である。
- イ 中小図書館では、広範囲にわたる雑誌の収集・提供・保存は難しいため、検索・提供にレファレンスサービスを活用する必要がある。インターネット上で公開されている『国立国会図書館雑誌記事索引』¹¹⁾を利用し、雑誌記事の入手には県立図書館、大学図書館、国立国会図書館を利用すべきである。国立国会図書館の配送サービスを活用すると便利である。

(6-3) 地域資料の意義

- ア 郷土資料や地方新聞の記事等の地域資料については、図書館の努力で収集し、分析・紹介するとともに、郷土史、地域文化など地域に関する資料を出版することも必要である。
- イ 総合的学習の時間が始まってから、子どもたちの図書館利用が増大している。特に地域に関する調べ学習が盛んになっているが、子ども向けの地域資料が不足しているため、図書館が子ども向けの地域資料を作成して提供することも必要になっている。
- ウ 地域資料としては、活字資料以外に、写真、8ミリ・16ミリ映画、ビデオ等の映像資料がある。地域の様子や生活の姿を具体的に記録できる点で優れている。活字資料と共に重要であるが、組織的系統的に保存されていない。これらの資料についても、図書館が積極的に収集し、保存すべきである。

(6-4) パンフレット・チラシの意義

- ア 様々な行政機関や地域団体が情報提供のために多様なチラシやパンフレットを作成・発行している。図書館は多数の利用者が来館するため、これらの資料の展示・配布に適している。各機関に呼びかけてチラシを収集・展示し、利用者が持ち帰れるよう

11) 『国立国会図書館雑誌記事索引』：国立国会図書館が国内刊行の和文雑誌約9000誌の掲載記事を対象に編集・刊行している雑誌記事のデータベースで、論題及び論題中の単語、著者名から検索できる。国立国会図書館のウェブサイトで無料公開されている。

にすれば、各種の機関と利用者の両方にとって効果的である。

(7) 資料に関する情報の組織化

- ア 市販マーク（目録データ）を修正・加工することによって、よりくわしく的確な資料検索ができるように配慮すべきである。
- イ 地域資料や行政資料など市販マークに収録されていない書誌データを積極的に作成し公開することは、地域図書館の重要な使命である。
- ウ 今後、印刷資料だけでなく、視聴覚資料、電子資料を含むすべての資料・情報を合わせて検索できるように、組織化の方法を工夫すべきである。

Ⅲ これからの図書館サービス実現のために必要な取組

1 図書館経営

(1) 図書館経営の基本

(1-1) 基本的な考え方

- ア これまで不十分であったレファレンスサービス、調査研究の援助、時事情報の提供、専門的資料の提供、有職者へのサービス等を充実させるには、図書館の経営方針、資源（人・物・資金）の配分の優先順位や比率の見直しが必要である。
- イ 資源の配分のための枠組みとしては、図書館法で規定されている目的である「教養、調査研究、レクリエーション」、サービスの方法では「貸出・リクエスト、レファレンス・情報発信」が考えられる。これらの中で適切なバランスを計画し、計画通りに実行することが必要である。
- ウ 住民ニーズは多様化しているが、利用者は必ずしも専門的なサービスを意識しないため、多様なサービスを図書館側から提起することが重要である。
- エ 図書館には、職員やボランティアなどの人の資産、蔵書などの物の資産、図書館の設置場所、多数の利用者など様々な資産があるが、これを洗い出し、関係者にアピールすることによって新たな利用や協力が生まれるようにすることができる。また、施設に多少の追加投資を行うことによって、利用者や他の機関にとっての価値を増加させることができる。
- オ 図書館と他の機関がそれぞれ持つ資源を出し合い、共同で事業を行うことによって相乗効果を発揮できる（ $1 + 1 = 3$ になる）場合がある。例えば、多くの人が集まる図書館を会場として、各種のセミナー、公開講座を他の機関と共催したり、他の機関が主催する様々なイベントに図書館が参加し、図書館資料を展示したり、文献リストを配布したりすることは効果的である。
- カ 予算の獲得方法や住民の満足を得るための取組など、図書館経営に関する具体的な行動指針を作成し普及させるべきである。
- キ 文化施設の建設位置や利用しやすくするための工夫などを図書館も参考にすべきである。
- ク 社会のニーズをとらえ、図書館の運営の参考資料を得るために、国、都道府県の政策指針、政策情報、先進的図書館の活動事例や関係資料などを積極的に収集することが必要である。そのためにも、情報技術の活用が求められる。

(1-2) 図書館予算の確保

- ア 図書館の運営のための財源確保については、地方公共団体自らによる努力と工夫を求めたい。
- イ 必要な予算を確保するためには、図書館への投資によってどのように社会がより良くなるかを示すことが必要である。
- ウ 一定の図書館予算を確保することによって、高いレベルのサービスが実施でき、大きな成果が得られれば、予算を支出する意味がある。
- エ 国のモデル事業は、国の支援の終了後も事業を継続させるとともに、その評価・普及を行うことが必要である。

(2) 図書館職員の職務内容と組織改革

(2-1) 職務分担と組織改革

- ア 多様な種類の職員を、その資格、勤務経験、教育・研修歴、雇用形態等に応じて、適切な業務に配置することによって、業務の生産性を高めることが必要である。
- イ 貸出業務の中の単純作業を非常勤職員の担当とすることによって、レファレンス業務に正職員の司書を充てることができる。
- ウ 個々の職員の能力を生かすとともに、全体でチームワークを発揮できるような組織運営を行う必要がある。
- エ 利用者のニーズの変化や新しいサービスに迅速に対応できるように、チーム、グループ制などの柔軟性のある組織の導入について検討すべきである。

(2-2) 司書の職務内容と採用

- ア これまで、司書の専門的業務の内容が不明確だったので、業務内容を明確にする必要がある。
- イ 司書の専門的業務としては、地域社会のニーズの把握、地方公共団体の施策の把握、図書館運営の企画立案、サービス計画の作成、地域の組織・団体との連携協力、地域の課題や要求に応える資料の収集とコレクションの構築、レファレンスサービスと情報提供サービス、貸出サービスの管理、リクエストサービス、利用者別サービス（児童・青少年、障害者、高齢者、多文化サービス等）の計画と実施、図書館の経営・管理など、専門的知識と一定の経験年数を必要とするものを挙げることができる。判断を必要としない単純な繰り返し業務は除くべきである。
- ウ 司書有資格者を確保するには、司書の専門的職員としての採用が望ましいが、当面、地方公共団体の職員で司書資格を持つ職員を優先的に配置すること、司書有資格者を地方公共団体の事務職員として採用し、図書館に配置することが望ましい。
- エ 司書の専門職としての採用を進めるには、司書の職務内容、人事管理のあり方を明確化するとともに、養成教育の充実、体系的な研修を進める必要がある。
- オ 職員採用の際、図書館勤務の経験や一定の学習歴などを求めることも考えられる。
- カ 司書は、地方公共団体の行政施策や行政手法について認識を深める必要があり、人材育成の観点から、企画部門、調査部門などその能力を発揮できるような職場の業務を経験することも必要である。

(3) 図書館長の役割

- ア 図書館を社会環境の変化に合わせて改革するには、図書館の改革をリードし、図書館経営を中心となって担う図書館長の役割が重要である。
- イ 図書館の運営の方向を定める図書館長の役割はもっと重視されるべきである。図書館長は、図書館の役割と意義を十分認識し、職員を統括し、迅速な意思決定を行うことが必要である。それには、実質的に経営を行うのに必要な勤務体制と権限を確保する必要がある。

(4) 図書館と他の機関との連携・協力

(4-1) 連携・協力の在り方

- ア 近隣の地方公共団体が協力して、図書館間の連携を図り、サービスエリアを拡大して他の図書館のサービスも受けられるようにすることが望ましい。
- イ 資料の保存、相互貸借、データベースの維持等を、周辺市町村の図書館及び他の機関の図書館との協力組織によって行うことを検討する必要がある。財政規模が小さな自治体であっても、一定程度のサービスが確実に保障できる仕組みがあることが望ましい。
- ウ 図書館は、広範な知識や情報を提供するため、他の公の施設とは異なり、ネットワークを前提に事業を行っている。この特徴を踏まえた運営管理が必要である。
- エ 図書館間のネットワーク形成、運営の経費負担のあり方について検討が必要である。コンソーシアムの設置や協力協定などの工夫が必要である。

(4-2) 学校図書館、大学図書館、他の社会教育施設との連携

- ア 公立、学校、大学等の館種を越えた図書館の間で情報や資料のネットワークの構築が必要である。図書館と他の社会教育施設（公民館、博物館等）、その他の公的施設との連携が必要である。
- イ 子どもの読書や授業での学習に学校図書館資料の利用が進んでいるが、学校図書館の資料だけでは十分ではないため、学校図書館への支援を積極的に行う必要がある。学校からの依頼に対して資料の貸出やレファレンスサービスを行うとともに、司書教諭、学校司書など学校図書館担当職員の研修への援助や情報提供が必要である。
- ウ 児童・生徒の読書習慣を育てるために、小中学校を中心に朝の読書や読み聞かせが行われており、図書館の協力が期待されている。児童・青少年向けの資料の充実、学校図書館や学級文庫等への資料の貸出が必要である。
- エ 大学図書館との協力によって専門的なレファレンス質問への対応が可能になっているため、協力体制の拡充に努めるべきである。
- オ 国立大学をはじめとして大学図書館の公開が進んでいるため、レファレンスサービスを通じ、住民が大学図書館の持つ専門的資料を利用できるよう案内すべきである。

(4-3) 行政部局、各種団体・組織との連携

- ア 教育委員会や教育機関の枠を越えて、自治体の様々な部局や機関と連携するとともに、図書館の役割や効用をアピールすることが必要である。

- イ 行政部局，商工会議所，市民団体，学校等と連携し，その組織を通じて，有職者にPRし，情報提供サービスを行うには，レファレンスサービスの確立が必要である。
- ウ 地方公共団体の庁舎内に行政資料室を設置し，自治体職員や住民に行政関係の資料を提供している例があるが，政策立案や自治体学習を支援する上で効果的である。図書館や議会図書館と連携協力すると，特に効果的である。
- エ 地方公共団体の庁舎内に図書室をもうけ，図書館と協力して，各部局が共通して利用する専門書や雑誌，有料データベースなどを収集し，新聞・雑誌記事や論文に関する情報を司書が提供すれば，地方分権によってますます重要となる政策立案や事業の検討に役立つ。また，行政部局がそれぞれ専門的な図書・雑誌を購入しているが，その多くは部・課内での利用にとどまっており，整理・保存も不十分である。これらの資料には貴重なものも多いため，その所在情報をここで管理・提供すれば，他部局や住民も利用することができる。
- オ 障害者・高齢者・多文化サービスについても，図書館だけの取組に終わらないように，他の部局と連携してサービスを進める必要がある。

(5) 著作権

- ア 図書館が「地域の情報拠点」となることによって，社会全体の情報や知識の流通が促進される。それは，著作者にとっても著作物の利用者にとっても有意義である。そうした社会の実現に向けて図書館は大きな貢献ができる。
- イ 「地域の情報拠点」となるためには，利用者の求めに応じて迅速かつ適切に資料を提供することが求められる。このためには，例えば，図書館におけるインターネット上の情報源のプリントアウト，相互貸借資料の借受図書館での複写，図書館資料のファクシミリ送信や障害者のための資料変換等に関する制度の見直しが必要である。

(6) 図書館活動の評価

- ア 図書の貸出以外に，多様なサービスが提案され，実施されているため，評価の在り方を全面的に見直し，提案に対応した評価のあり方を考える必要がある。
- イ 図書館の行政評価や政策評価の際にどのようなアウトカム指標を設定すべきかを検討する必要がある。
- ウ 図書館統計のJIS規格化の作業が進められており，評価プロセスが変更されることが考えられる。
- エ 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」¹²⁾や『2005年の図書館像』¹³⁾に示された新しい図書館をめざす取組に対する評価が必要である。
- オ 図書館の地域情報拠点化のための取組の評価は，その内容から，図書館や教育委員会だけでなく，首長部局の関係者も含めて，行政全体で行うべきである。
- カ 行政部局に対して支援サービスを行っている図書館は，職員が継続利用していることや予算要求に際して理解があることなどから，高い評価を得ていると評価できる。

(7) 広報・PR

- ア 図書館は，図書館サービスが地域の発展に寄与していることについて広く理解を得

るように努力すべきである。

イ 首長や自治体の幹部職員に対して、行政支援やビジネス支援などの取組を紹介することによって理解を深めてもらうことが重要である。

ウ 図書館には、自治体広報誌のほかには効果的な広報手段がないため、学校、市役所、社会教育施設、商工会議所、市民団体等の組織・団体を通じて広報すると効果的である。特に有職者へのPRに際して効果的である。また、あらゆる機会を捉えて、マスコミに情報提供すべきである。

エ 「困ったときには図書館へ」、「分からなければ司書に聞け」というキャッチフレーズが住民の意識に浮かぶように、図書館の積極的なアピールが重要である。

オ 図書館のホームページによって、これまで図書館、特にレファレンスサービスを利用してこなかった人々に図書館とレファレンスサービスをPRすることができる。

2 管理運営の形態

ア 図書館の管理運営形態については、図書館に期待されている役割やサービスにふさわしい形態を検討する必要がある。

イ 管理運営形態については、コスト面でのみ議論するのではなく、機能面やサービス面から議論し、機能やサービスの質を評価することが必要である。特に責任の所在の明確化、専門的な職員の確保、専門的な知識・技術の蓄積、職員の研修及び計画的な人材育成の実施、設置者と住民による点検・評価等の問題点について十分な検討が必要である

ウ 管理運営形態を考える際の問題点として、(1) 図書館の設置目的に基づく長期的な観点からの資料の収集、(2) 各行政部局・学校や他の地方公共団体の図書館との連携が可能かどうかを検討する必要がある。

エ 各行政部局との連携については、今後の図書館サービスでは、地方公共団体の政策を反映し、他の部局と連携して、地域社会を振興するための情報提供が期待されていることを考慮する必要がある。

オ 図書館では、住民ニーズの変化に対応して、新しいサービスに取り組むことが必要である。その時々々の住民のニーズに迅速に対応し、図書館がその機能を最大限に発揮できる管理運営形態をとることが重要である。

3 図書館職員の資質向上と教育・研修

(1) 図書館職員の意識改革

ア 社会の変化に対応して図書館を改革するには、図書館職員の意識改革が必要である。図書館職員は、10年先を展望したり、将来に向けて計画を立てるなど、将来のビジョンを持つこと、社会の動向に注意し、コスト意識を持つことが必要である。

12) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示)(2001)

13) 文部省地域電子図書館構想検討協力者会議『2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～(報告)』2000, 37p.

イ 図書館司書をめざす人々のなかには、旧来の図書館のイメージに魅かれている人や貸出・リクエストサービスだけで満足している人も少なくない。新しい図書館に対する展望を持ち、図書館の現状を積極的に改善していく人材が司書となる必要がある。このため、養成段階での意識改革が重要である。

(2) 図書館職員養成の改革

ア 図書館情報学教育には、(1) 資格付与のための教育、(2) 学問としての図書館情報学教育、(3) 図書館利用教育・情報リテラシー教育、(4) 現職司書の再教育の4つの側面がある。この4つの側面の間の資源配分の見直しが必要である。

イ 司書の養成課程では、実践的な専門的知識・能力を身に付けるとともに、情報技術、将来図書館を運営できる能力、地域社会の課題や情報要求の内容に関する教育が必要である。

ウ 現行の司書養成制度では、図書館法第5条第1項第1号の司書講習のカリキュラムしか制度化されていない。大学が養成全般に責任をもてるように、同2号の大学における「図書館に関する科目」を制度化する必要があるのではないか。

エ 司書養成カリキュラムの改正から10年が経過しているので、カリキュラムの改正を検討する必要がある。

オ 司書資格については、一定期間ごとに何らかの教育・研修を行って資格を更新する更新制度の検討が必要である。

(3) 図書館職員の再教育

ア 図書館情報学教育の中では、図書館職員の再教育（研修・リカレント教育）に力を入れるべきである。

イ 図書館職員の再教育には、(1)体系的な研修プログラムの作成、(2)論文・レポート、ワークショップ（演習・討論）形式等の研修方法の導入、(3)その実績を評価・認定する制度の検討が必要である。社会人大学院での勉学も奨励されるべきである。

ウ 再教育の内容では、情報技術、図書館経営のほか、地域社会の課題や情報要求に関する教育が重要である。

エ 図書館長に対する研修が重要である。図書館勤務年数の多い図書館長には、自治体行政に関する研修、図書館勤務年数の少ない館長には、図書館の社会的役割、地域社会における意義に関する研修が重要である。

オ 文部科学省等主催の新任図書館長研修は好評であるが、図書館長の役割の重要性から、さらに多くの館長が受講できるように配慮するべきである。

カ 研修機会は増えているが、出張旅費の不足や人手不足によって、研修に参加できない職員が多いため、自己研修用のテキスト、ビデオ教材などの充実が必要である。

キ 行政情報や審議会情報、改革の事例報告を図書館現場にもっと伝達することが必要である。

(4) 専門主題情報担当者の教育

ア 現在、医療や法律分野の研究会で議論されている医療、法律に関する情報提供サー

ビスを行うには、高度な教育を受けた司書を養成する必要がある。アメリカでは、法律分野では修士以上の資格を持つ図書館職員など専門性の高い職員の養成を組織的に行っている。日本では、専門的な司書を養成するには時間がかかるため、たとえば、病院図書室の職員や大学図書館の法律部門の職員などと協力することによって、現職の図書館司書のスキルアップを図ることも考えられる。

4 住民による図書館支援

(1) ボランティア

ア 図書館の運営にボランティアの協力と参加を求めている図書館が増加している。ボランティア希望者がボランティア活動を行えるように、図書館がボランティアを養成することが重要である。

イ 図書館では、読み聞かせをボランティアに頼っている場合があるが、図書館職員は、ボランティアに任せきりにせず、自らもサービスを担当するなどして、サービスの運営に責任を負うべきである。

ウ ボランティア活動は住民のプライバシーに関わらない領域に限定するべきである。

エ 図書館運営が行政でなく民間によって行われる場合、ボランティア活動はなじみにくい。

(2) 図書館友の会

ア いくつかの図書館には、利用者や住民の有志によって自主的に作られた組織である図書館友の会があり、図書館の機能をPRするとともに、図書館の運営を援助する役割を果たしている。図書館友の会は、誰からも干渉を受けず自主的に運営するもので、行政機関や図書館が呼びかけて組織するものではない。会員の様々な職業経験、知識、感性を大切にすることが重要であり、友の会側は活動が楽しい、図書館側は援助が受けられるという相互関係がなければ継続できない。

(3) 図書館支援の活動

ア 図書館を支援する利用者や住民が自主的な組織を作り、図書館を支援する様々な活動を行っている場合がある。これらの人々が人的ネットワークを作り、短期間に多数の署名を集めることによって、資料費の増額等に結びつけることができた例がある。

イ 図書館が、住民の協力を得るには、自らの弱点や課題を公表する必要があり、それには図書館業務の分析や理論化が重要である。

5 都道府県・国の行政の役割

(1) 都道府県の役割

ア 都道府県教育委員会は、都道府県内の図書館の現状を調査し、図書館振興と図書館ネットワークの形成の指針を示すべきである。都道府県立図書館は、都道府県内の図書館ネットワークの中心となるとともに、調査・研究機能を活用して、市町村立図書館や地域の大学と連携協力し、図書館の新しいサービスやサービスの評価方法の調査・研究開発に努めるべきである。

(2) 国の役割

- ア 館種を越えた図書館の連携協力が広がっている。文部科学省は、公立図書館、学校図書館、大学図書館の担当部局間で連絡協力を行い、館種を越えた連携協力を促進するとともに、館種を越えた総合的な図書館政策の形成に努めることが望まれる。
- イ 文部科学省は、医療、法律、ビジネス等に関する情報の国民への提供方法について検討している各省庁と連携協力し、これらの情報提供における図書館の役割を明らかにすることによって、総合的な情報政策の形成に努めることが望まれる。
- ウ 1989年に総理府が行った『読書・公共図書館に関する世論調査』¹⁴⁾からは様々な示唆が得られた。国レベルで、読書や情報利用と図書館に関する世論調査を行うことが望ましい。国民が図書館に対して持っているイメージについても調査することが望ましい。

14) 『読書・公共図書館に関する世論調査：平成元年6月調査』 内閣総理大臣官房広報室，[1989] 159p.

<今後検討すべき事項>

I 社会と図書館の現状

- ◇ 放送大学，大学の通信教育学部，遠隔教育による大学院教育など大学を離れた場所で高等教育を受ける人々の資料要求に応える方法について

II これからの図書館の在り方

1 これからの図書館像

- ◇ 従来の図書館サービスを維持しながら，課題解決支援サービスを充実する方法について
- ◇ 電子情報と図書館資料の整備のあり方について
- ◇ 欧米とアジア諸国の図書館の動向と発展の原動力について

2 これからの図書館サービスの充実

- ◇ 貸出サービスとレファレンスサービスの充実を図る方法について
- ◇ 医療・法律分野など専門的な情報提供の在り方について
- ◇ 地域情報の収集・提供のあり方について

III これからの図書館サービス実現のために必要な取組

1 図書館経営

- ◇ 図書館の持つ資源の洗い出しと連携協力について
- ◇ 図書館業務の分担（切り分け）と非常勤職員の配置またはアウトソーシングの関係について
- ◇ 司書の専門職としての採用について
- ◇ 館長の経営能力の育成方法について
- ◇ 公立図書館，学校図書館，大学図書館等の館種を越えた図書館ネットワークの構築方法について
- ◇ 学校図書館との連携の具体的なあり方について
- ◇ 地域課題に対する取組と連携協力のあり方について
- ◇ 図書館が提供する情報は地域社会の利用者にどう役立っているのかを明らかにする方法について

2 司書の資質向上と教育・研修

- ◇ 図書館職員の意識改革のあり方について
- ◇ 社会人の大学での再教育や各種研修など養成・研修のあり方について
- ◇ 司書の資格のあり方について